

平成十八年六月十四日提出  
質問第三四三号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆるPFI法）の施行  
状況に関する質問主意書

提出者 笹木 竜三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（いわゆるPFI法）の施行

状況に関する質問主意書

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置として、いわゆるPFI法が平成十一年に施行され、さらに平成十七年の法律改正で、民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化、指定管理者の指定に当たっての配慮等を新たに規定した。しかしながら、地方公共団体等において事業が円滑に遂行されないケースも見受けられ、大きな問題となっている。

そこで、政府に対し、これまでのPFI事業に係る施行状況及び問題点等について以下質問する。

一 PFI法施行後の国及び地方自治体の事業採択件数及び事業中断・中止件数を明らかにされたい。

二 PFI法に基づく事業を円滑に進めるためのガイドラインの普段からの見直し作業、現状についての情報把握の必要性について

1 実施方針公表後に中止された事業について、中止された具体的事業名及び中止理由を明らかにされた  
い。

2 事業破綻によって、税金が投入されたケースがあるかどうか明らかにされたい。

3 事業破綻を防ぐための方策について、ガイドライン等を通じた指導状況及びリスク評価方法をどのように講じているのか明らかにされたい。

三 公共施設の運営を民間に任せるためには、事業が破綻した場合に誰が責任を負うのかを明確にしておく必要がある。

そこで、福岡市の「タラソ福岡」事業の経営破綻について、以下の事項に関し、明らかにされたい。

1 どのような入札方法で事業者を決定したのか。当該事業者の財務状況や経営状況についての把握が十分であったかどうか、明らかにされたい。

2 入札後の経緯及び事業中断による税金の抛出の有無、住民サービスができなかったことに伴う損失の評価について明らかにされたい。

3 現在の事業運営に関し、事業に対する財務・運営等に対する管理体制及びそれらの情報公開の面からの対応等について明らかにされたい。

四 仙台市のいわゆる「スポパーク松森」事業における天井落下事故について、入札方法、事業者の認定方法、建築基準法上の問題点及び事故後の経緯を明らかにされたい。

右質問する。